

株式会社ゆうちょ銀行取締役会規則

(目的)

第1条 当銀行の取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、本規則の定めるところによる。

(構成)

第2条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

(関係者の出席)

第3条 取締役会は、必要に応じ、取締役以外の者を出席させて、その意見又は説明を求めることができる。

(開催)

第4条 取締役会は、定時取締役会及び臨時取締役会とする。

- 2 定時取締役会は、原則として月1回開催する。
- 3 臨時取締役会は、必要に応じて開催する。

(招集権者及び議長)

第5条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役社長である取締役が招集し、その議長となる。

- 2 執行役社長である取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会がその委員の中から選定する取締役は、取締役会を招集することができる。

(招集請求)

第6条 招集権者以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

- 2 執行役は、取締役会において定められた取締役会の招集の請求を受ける取締役に對し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第7条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 前項の通知は、取締役会の日時及び場所を記載した書面（各取締役の承諾を得て電磁的方法により発する通知を含む。）をもって行う。ただし、緊急の場合には、口頭によることもできる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで

開催することができる。

(決議の方法等)

第8条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることはできない。この場合、その取締役の数は、前項の取締役の数に算入しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(決議事項及び報告事項)

第9条 取締役会の決議事項及び報告事項は、別紙「取締役会決議・報告事項一覧」のとおりとし、別紙の取締役会決議事項以外の事項については執行役に決定を委任する。

- 2 前項の決議事項であっても、緊急を要する場合、執行役社長である取締役は当該案件の処理をすることができる。ただし、その場合、直後の取締役会において処理の内容を報告し、その承認を得なければならない。

(報告の省略)

第10条 法令又は本規則の定めにより取締役又は執行役が取締役会に報告すべきとされた事項（3か月に1回以上報告するものとされている執行役の職務の執行状況についての報告を除く。）を取締役の全員に対して通知したときは、当該事項を取締役会において報告することを要しない。

(議事録)

第11条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項並びに決議に賛成しなかった取締役があるときはその氏名を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

- 2 第8条第3項により取締役会の決議があったものとみなされた場合には、取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。
- 3 前条により取締役会において報告することを要しないものとされた場合には、取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。
- 4 前3項の議事録並びに第8条第3項の意思表示を記載又は記録した書面又は電磁的記録は、取締役会の日（同項の規定により取締役会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間本店に備え置く。

(改廃)

第12条 本規則の改廃は、取締役会の決議による。

附則

(施行日)

本規則は、2006年9月1日から施行する。

2006年	9月	1日	制定
2007年	10月	1日	改定
2009年	12月	1日	改定
2012年	10月	1日	改定
2013年	6月	28日	改定
2015年	4月	1日	改定
	11月	13日	改定
2018年	9月	27日	改定
2021年	3月	1日	改定
2022年	6月	16日	改定
2023年	4月	1日	改定
2025年	8月	1日	改定

取締役会決議・報告事項一覧

I 取締役会決議事項

1 株式又は株主等に関する事項

- (1) 株主総会の招集
- (2) 株主総会提出議案及び報告事項（取締役及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）
- (3) 株主総会の招集権者及び議長
- (4) 株主総会の招集権者又は議長に事故あるときの株主総会の招集権者又は議長の順序
- (5) 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等
- (6) 株式取扱規則の制定及び重要な改廃

2 指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会に関する事項

- (1) 指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会の委員の選定及び解職
- (2) 指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会の委員長の指名
- (3) 指名委員会規則、監査委員会規則、報酬委員会規則及びリスク委員会規則の制定及び改廃

3 執行役、取締役又は取締役会に関する事項

- (1) 執行役の選任及び解任
- (2) 執行役選解任基準の制定及び改廃
- (3) 代表執行役の選定及び解職
- (4) 役付執行役の選定及び解職
- (5) 執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項
- (6) 執行役から取締役会の招集の請求を受ける取締役
- (7) 執行役又は取締役の利益相反取引並びに執行役又は取締役の競業取引の承認
- (8) 執行役又は取締役の責任軽減の決定
- (9) 会社補償契約の内容の決定
- (10) 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
- (11) 取締役会規則の制定及び改廃
- (12) 取締役会の実効性評価
- (13) 取締役会の招集権者及び議長
- (14) 取締役会の招集権者又は議長に事故あるときの取締役会の招集権者又は議長の順序
- (15) 会社法第348条の2第2項に基づく社外取締役に対する業務執行の委託

4 決算等に関する事項

- (1) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに連結計算書類の承認
- (2) 財務諸表及び連結財務諸表の承認（中間決算に限る。）
- (3) 臨時計算書類の承認
- (4) 剰余金の配当等（会社法第459条第1項各号に定める事項）

5 経営理念及び経営の基本方針等に関する事項

- (1) 経営理念等の制定及び重要な改廃
- (2) 経営の基本方針等の制定及び重要な改廃
- (3) 特に重要な経営計画等の決定及び見直し

6 内部統制及びコーポレートガバナンスに関する事項

- (1) 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項の決定
- (2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (3) 前2項の運用状況の評価及び分析等
- (4) コーポレートガバナンスに関する基本方針の制定及び改廃

7 組織再編等に関する事項

- (1) 吸収型再編及び新設型再編に係る契約の締結及び計画の決定
- (2) 事業譲渡等に係る契約の締結

8 経営戦略上特に重要な業務執行に関する事項

- (1) 特に重要な業務提携の決定
- (2) 特に重要な資本参加等の決定（純投資目的の場合を除く。）
- (3) 特に重要な財産（純投資目的の財産を除く。）の処分及び譲受け並びに多額の借財等の決定

9 グループ会社又は主要株主と当銀行との間の取引

- (1) グループ会社と当銀行との間の経営上の重要な取引
- (2) 当銀行の主要株主と当銀行との間の非定型的な取引

10 特に重要な訴えの提起、応訴及び和解等

11 その他の事項

- (1) 監査委員が当事者である訴えに係る訴訟において当銀行を代表する者の決定
- (2) 株主総会の決議により委任された事項
- (3) その他法令又は定款により執行役に決定を委任することができない事項
- (4) その他取締役会で決議することが相当と判断した事項

II 取締役会報告事項

1 指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会の職務の執行の状況

2 執行役の職務の執行の状況

- (1) 重要な基本方針等の制定及び重要な改廃
- (2) 重要な経営計画等の決定及び見直し
- (3) 主務大臣への認可申請及び申請取下げ並びに届出
- (4) 重要な業務提携の決定
- (5) 重要な組織改正の決定
- (6) 重要情報の報告
- (7) 重要な職務執行状況

3 財務諸表及び連結財務諸表（第1及び第3四半期決算に限る。）

4 執行役又は取締役の利益相反取引並びに執行役又は取締役の競業取引が行われた場合における、これらの取引に関する重要な事実

5 会社補償契約に基づく補償に関する重要な事実

6 グループ会社又は主要株主と当銀行との間の取引が行われた場合における、これらの取引に関する重要な事実

- (1) グループ会社と当銀行との間の経営上の重要な取引に関する重要な事実
- (2) 当銀行の主要株主と当銀行との間の非定型的な取引に関する重要な事実

7 監督官庁等からの命令等に関する事項

- (1) 当銀行への監督官庁からの命令のうち重要なもの
- (2) 当銀行への監督官庁及び預金保険機構の検査結果並びに日本銀行の考査結果のうち重要なもの
- (3) 監督官庁、預金保険機構及び日本銀行への報告のうち重要なもの

8 その他

- (1) 法令又は定款に定められた事項
- (2) 株主総会における会社提案議案について相当数の反対票が投じられた場合の反対理由や原因分析結果及び株主との対話その他の対応の要否
- (3) その他執行役又は取締役が取締役に報告することが相当と判断した事項